

食安輸発1201第1号  
平成23年12月1日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(米国産生鮮パパイヤの遺伝子組換え体55-1の解除)

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成23年11月18日付け食安輸発1118第2号）にて通知したところです。

今般、米国産パパイヤの遺伝子組換え体55-1については安全性審査の手続きを経た旨が公表されたことから、上記通知の別表1の米国の項中

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
生鮮パパイヤ	別途示すハワイ州政府が発行した分別管理に係る証明書が添付されているものを除く。	遺伝子組換え	平成13年3月27日付け食発第110号「組換えDNA技術応用食品の検査方法について」によること。	平成13年3月27日付け食発第110号「組換えDNA技術応用食品の検査方法について」によること。	安全性未審査の遺伝子組換えパパイヤ55-1が検出されるおそれがあるため。

を削るので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。